

西尾市議会視察報告会

会 議 日 時	平成29年2月2日	午前 9時30分 開 会 午前11時30分 閉 会
場 所	第1委員会室	
出 席 議 員 等	中村 健 松崎 隆治 大塚久美子 大河内博之 本郷 照代 神谷 雅章 渡辺 信行 松井晋一郎 前田 修 永山 英人 石川 伸一 鈴木 武広 鈴木 正章 高野 邦良 颯田 栄作 高須 一弘 中村 眞一 長谷川敏廣 稲垣 正明 小林 敏秋 工藤 光雄 神谷 庄二 新家喜志男 鈴木 規子 山田 慶勝 岡田 隆司 田中 弘議長 稲垣 一夫副議長	
欠 席 議 員	な し	
説 明 の た め 出 席 し た 者		
事 務 局 職 員	小松康弘議会事務局長 山本吉明議事課長 菅沼賢次議事課長補佐 尾崎かおり議事課主任主査	
第1 開会あいさつ 第2 報告及び質疑 (1) 厚生委員会 (2) 文教委員会 (3) 経済建設委員会 (4) 企画総務委員会 (5) 議会改革特別委員会 第3 閉会あいさつ		

○副議長（稲垣一夫） 定刻となりましたので、これより西尾市議会視察報告会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます副議長の稲垣一夫でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに議長よりごあいさつを申し上げます。

○議長（田中 弘） おはようございます。議長の田中 弘でございます。

本日は、市議会の行政視察報告会に市民の皆さんを初め、職員の皆さん、ご多用のところ傍聴にお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろより議会の活動にご理解とご協力を賜り、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、今回は議会改革特別委員会と各常任委員会が、今年度行いました行政視察の報告をいたします。議員の皆さんにおかれましては、情報共有や意見交換をすることにより効果を、さらに高めていただきたいと思います。

また、市民の皆さんにおかれましては、議員が日ごろどのような活動をしているか、この場でよく知っていただくよい機会であると思っております。行き届かない点多々あるかと思いますが、最後まで傍聴していただきますよう重ねてお願いをし、私のあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（稲垣一夫） ありがとうございます。

本日、鈴木正章議員、中村眞一議員は少しおくれる旨のご連絡がありましたので、ご承知ください。

また、祝電をいただいております。入り口に掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、報告会に入らせていただきますが、各委員とも報告と質疑の時間を合わせて25分以内としております。20分経過しましたらアラーム音がしますので、報告者は時間調整をお願いいたします。

なお、質疑は、私の方で取り仕切らせていただきます。また、今回の質疑は議員のみとさせていただきますので、ご了承ください。

報告や質疑をされる議員は、マイクを入れて着座にてお願いいたします。

それでは、初めに厚生委員会の報告を始めさせていただきます。渡辺信行委員長、お願いいたします。

○委員長（渡辺信行） それでは、厚生委員会の報告をさせていただきます。

まず、厚生委員会の委員でありますけれども、視察報告書を見ていただきますと、表紙に明記してあります7人です。

まず初めに、所管の内容や視察先について少し話をさせていただきます。資料はありませんので、お聞きください。

所管は福祉部関係と市民病院であり、事業内容も広範囲にわたりますし、関係予算

も膨大であります。本年度の当初予算で、一般会計は526億円のうち24%の126億円でありますし、特別会計と企業会計を合わせますと557億円となり、西尾市全予算1,062億円の52%を占めています。これだけの予算規模であるということは、市民生活に大きくかかわっていますし、市民が安心して暮らせるためには必要不可欠な事業であると思います。

また、その反面、市の財政に与える影響や事業に対する課題があることも考えられます。市民病院は赤字経営となっており、経営改善や病院改革が急務となっていますし、福祉事業は多岐にわたっており、社会情勢の変化や高齢化の進行により、多様化とともに複雑化してきております。そういう中、第7次西尾市総合計画において各種事業が明記されていますが、市民にとりまして最も大切なのは健康であります。幼児期から高齢者までが健康に暮らせる、また安心して暮らせるまちづくりが大切であり、市民からも求められているところであります。国においては、新たな健康づくり対策である健康日本21が示されましたし、西尾市においても健康にしお21計画が策定されました。そのほかにも、地域福祉計画などが示されております。これら福祉事業の取り組みと、今後のあり方について調査、研究する考えで厚生委員会をスタートしました。

視察については、多くの福祉事業のうちで関心の高い事業を取り上げました。

1つ目として、生活困窮者自立支援促進支援事業であり、仕事や生活など、さまざまな困難な中で生活に困窮している人を支援し、自立の促進を図る事業としてモデル事業を展開している千葉県野田市であります。

2つ目に、認知症対策であり、認知症高齢者が増加し、家族の負担や予防、対策が問題となっています。そのために、認知症の理解促進と支援体制の構築や医療・介護関係とのネットワークづくりの推進について、認知症地域支援体制構築モデル事業を展開している千葉県佐倉市であります。

3つ目に、日本が諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行し、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれており、そのため高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービスをする提供体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を推進している東京都立川市であります。

視察内容につきましては、文責の3人よりそれぞれ報告させていただきますので、配付されております視察報告書をごらんいただきたいと思います。

○議員（大河内博之） まず私からは、千葉県野田市の生活困窮者自立支援促進支援事業について、資料に沿って報告させていただきます。

調査事項の概要といたしまして、西尾市においては平成27年度の生活保護を受ける手前の生活困窮者の相談件数は256件、延べ件数は450件と、野田市とほぼ同じでした。人口も15万5,000人と、本市と大きく変わらない自治体で、生活困窮者自立支援促進

事業の先進地ということで、必須事業の生活困窮者自立相談支援事業はもちろんのことですが、任意事業である生活困窮者就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、生活困窮状態にある子どもの学習支援事業について学んできました。

また、西尾市の生活保護への案内は、相談者から生活保護相談の希望があった場合や、また自立相談の中で生活保護の必要が認められた場合に案内されています。ただし、生活保護と同じ窓口で実施しているため、生活保護相談と生活困窮者の相談区分けが曖昧となっています。野田市では生活困窮者の相談を、どのように生活保護へ案内するか等を調査、研究するためです。

主な質疑と、その回答ですが、自立相談支援事業について、平成27年度の相談件数、延べ件数、相談内容で多いものという問いに対して、平成27年度の相談件数は272件、延べ件数は618件、合計890件。高齢者の無年金の方の相談や30代、40代の就労ができない等の相談や精神的な相談が多くなってきた。また、近年、生活保護の相談者にお金がなく、食糧もないなどで生活保護の申請と同時にフードバンクを利用するケースが増加している。野田市のパーソナルサポートセンターでの食糧支援も行っているということです。

また、どのタイミングで生活保護への案内に切りかえているかという問いに対して、2週間支援した上で、そこで判断するということでした。

次に、1つ飛びまして学習支援事業についてです。実施の方法は委託か直営かという問いに対して、平成27年度からはワーカーズコープに委託しているということです。

利用人数と対象者の要件についての問いに対して、中学生が対象ということで、昨年の9月末現在134人ということでした。

所見、西尾市政に向けた課題としては、西尾市の平成26年度の生活保護の被保護世帯416世帯、被保護人579人、保護費総額約9億3,000万円と、数字だけを見ると予想以上に多くの方が生活保護受給者となっている感じがしましたが、野田市と比較すると西尾市はトヨタ自動車関連企業が多くあり、就労場所にも恵まれていると感じました。野田市の自立相談支援の方法を学び、生活困窮者の早期把握と包括的に対応するシステムをつくることで、より生活保護費は削減できると感じました。近隣市でも実施され、任意事業である生活困窮状態にある子どもの学習支援も西尾市の状況を調査し、取り入れるべきか考えていただきたいと思います。

また近年、西尾市でも、生活保護の相談者にお金がなく、食糧もない等の相談がふえているということで、野田市で行われている食糧支援についても考える余地はあると思うと報告書には書きましたが、今週、社会福祉協議会に行く機会がありまして、そこでお聞きしたところ、最近、西尾市でもNPO法人によるフードバンクの取り組みが始まっているということでした。これからも、先進地のよいところを積極的に取り入れていただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（高野邦良）　続きまして、「認知症にやさしい佐倉」推進事業について、優しさをキーワードに3点に焦点化して報告します。

1点目ですが、優しさを意識した取り組みは、まちの雰囲気にもあらわれるということでもあります。佐倉市の町並み、市民の表情、そしてオールキャストで私たちを歓迎してくださった職員の方々も、とても優しい感じがしました。

2点目ですが、優しい雰囲気でのプレゼンテーションは、訪問者である私たちにも好影響を及ぼすということでもあります。研修直後から私たち厚生委員会のメンバーは、これまで以上に、あらゆる面で優しい対応ができるようになりました。身内の私に対しても、とても優しくなりました。例えば「高野さん、資料写真を撮るからセンターに立ちなよ」、写真はいつもセンターポジション。つい先日も、このようなことを言われました。「高野さん、あのときセンターでいっぱい写真を撮ってあげたから、ついでに報告会の発表もさせてあげるよ」。皆さん、センターポジションに立たれるときは心していただきたいと思います。

では、私も心して3点目、テーマを具現化する4事業について言及していきます。資料3ページをごらんください。

2番、調査事項の概要の項であります。佐倉市の認知症への取り組みの主な事業は、次の4つであります。

(1) さくらパス。これが、その実物であります。さくらパスは認知症が気になったり、認知症と診断されたりした方々の診断結果・治療計画の情報を、本人・家族・ケアマネジャー・医療機関が共有し、支援するための情報連携シートであります。さくらパスの利用により、認知症の早期発見・治療や、よりよいケアの提供に役立てることができています。

(2) オレンジカフェ。オレンジカフェは、認知症の方とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の方とのつながりを広げるための場であります。市内5カ所で開設し、カフェの運営と専門職による認知症相談も行っています。

(3) 認知症サポーター養成講座。認知症になっても、住みなれた地域で安心して暮らせるためには、地域住民の正しい理解が不可欠であります。そのために、認知サポーター講座は大切な役割を果たしています。

(4) 物忘れ相談。年のせいとあきらめてしまいがちですが、思わぬ病気が潜んでいることがあります。物忘れや認知症への不安がある方やその家族を対象に、専門医等による相談を行っています。

続いて、資料5ページをごらんください。

項目、所見・西尾市政に向けた課題であります。「認知症にやさしい佐倉」を象徴しているのが、認知症の声かけ訓練であります。地域で、認知症高齢者を見かけた際の適切な声かけをすることを目的としています。(1)から(3)をごらんいただければわかると思いますが、(1)から(3)に記した参加者の声は、私たちに認知症に優しいとは

どういふことかを示しています。それは、次に掲げる佐倉市の全体構想図に裏打ちされたものと言えます。西尾市も全国的モデルである佐倉市と、ほぼ同様な施策を誠実にやっていると思います。もう少しきめ細かく取り組めば、愛知県のモデルになり得ると私は信頼しています。みんなで一緒に頑張っていきたいと思います。

なお、最後ですが、議事課長が佐倉市と交渉し、あえてカラーでアップしていただいた一番最後のモデル図をごらんいただき、皆さん流に解釈していただければと思います。

以上で、私の責務を果たしました。

○議員（神谷雅章） 引き続きまして、東京都立川市の方へ地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて視察をさせていただきました。

お手元の資料の順によって説明させていただきたいと思いますので、お願いします。

立川市は高齢化率が65歳以上23.58%、75歳以上が11.1%の市であります。立川市においては日常生活圏を6エリアに設定し、各地区に地域包括支援センターを配置しております。地域包括支援センターにおいては、地域福祉コーディネーターが市民と一緒に地域の福祉活動を進め、孤立のないまち、住民が心配事の解決に参加できるまちを目指して地域福祉コーディネーターを配置し、また生活支援コーディネーターも配置させております。生活支援コーディネーターについては、高齢者の社会への参加ができる機会の紹介、孤立解消のため社会で活躍できる機会をつくり、介護予防を進め、高齢者虐待における対応、虐待の防止、対応マニュアルを設定し、権利擁護体制を初め、顔の見える関係づくりで虐待対応を考えて生活支援コーディネーターも配置しております。

また、図のとおり、地域包括支援センターを中心にし、行政、社会福祉協議会との協働により、問題解決についての支援活動を進めております。

また、立川市においては地域の課題の検討の場として3層構造を主導とし、地域包括支援センターが運営、3層構造の地域ケア会議の体制を設立し、地域ケア会議においては地域ケア会議、小地域ケア会議、個別ケア会議の3つに分け会議を行い、地域ケア会議においては市全体において各地区の問題提供をし、また専門員による意見交換会などを行っております。

また、小地域ケア会議においては、各地域の生活圏レベルにおいての地域の課題を地域の関係者とともに考える場として設定し、会議の運営を行い、また地域ケア会議においてのエリアにおいても社会的資源のマップを協働して、みんなでいろいろな会議で相談しながら検討し、地域づくりに協働して取り組みを行っております。

また、小地域ケア会議において、少数の団地、集合体においても個別に地域ケア会議を行い、諸問題についての検討を行っております。

課題については、以上の3点が、地域課題のテーマ設定の例として、地域で消費者被害を防ぐなど、このような事例の話をしていただきました。

また、個別ケア会議は個別ケースレベルと言いまして、介護支援専門員、また民生委員とその他地域の関係者と個人との問題解決ができる場として、個別ケア会議を行っております。

あと、いろいろ立川市においては多くの連絡会議、介護支援専門員連絡会、また介護支援専門研修会と各種連絡会の地域ケア基盤形成で、サービス利用別の連絡会、地域包括支援センター業務連絡会など、多くの研修会、連絡会を開催されており「誰もがふつうにくらせる、しあわせなまち」、「協働し参加し、自らつくるまちづくり」を目指し支援活動を行い、このような会議形成をつくっております。

また、今回の研修を通じながら感じたことを言いますが、西尾市においても、地域別に生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーターを育成し、地域の方たちで地域の問題を解消できるシステムが今後、西尾市においても必要だと感じました。

以上です。

○副議長（稲垣一夫） ありがとうございます。厚生委員会の報告は終わりました。

それでは、議員の皆さんの中で、お聞きになりたいことがありましたら、順にご発言をいただきたいと思います。

○議員（本郷照代） 初めに、委員長が厚生委員会の所管予算が全体の52%に及ぶということで、非常に事業内容が広範囲にわたって多くの深い事業ばかりだと思います。健康というのは、本当に人間にとって大切なことなので、どんどん推進していかなければならないと思うんですけども、視察内容は、それぞれ先進的などころを視察されて、資料もたくさんつけていただいたので改めて勉強させていただくとして、総括的に西尾市の福祉事業のあり方はどのように考えてみえるのか、あるいはどのように感じられたのか、大筋で結構ですでお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（渡辺信行） 委員会の勉強会で7人の中から、人それぞれの考えだとか意見が出ましたけれども、今回、この場では個人的な考えになるかもしれませんが、資料を見ながら答えさせていただきたいと思います。

まず、少子高齢化の進行だとか福祉制度改革などは、国レベルで福祉事業のあり方を考えていく問題であると思っております。また、方向性としては、地域における新たな支え合いといいますか、住民と行政の協働による福祉が必要ではないかというふうに思います。公的な福祉サービスの充実整備を図るとともに、地域における身近な生活課題に対応する、新しい地域での支え合いを進めるための地域福祉のあり方が課題であると思います。これからの新しい地域福祉の意義だとか役割、そうした地域福祉を推進するために求められる条件、考え方を整理して、住民と行政の協働による新しい福祉のあり方を考えていく必要があるというふうに思います。

視察しました立川市の地域包括ケアシステムの構築の推進、先ほど述べましたけれども、これも高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包

括的な支援サービスの提供体制の推進も、その一部ではないかなと思います。

それと、福祉事業は国の制度にならう部分が多いわけなんですけれども、地域に合った、西尾市の実情に合った事業を見きわめて行う必要があると思います。先ほど野田市の報告のところで、生活困窮者自立支援促進支援事業を推進していましたが、この陰には報告書に書いてありますけれども、人口が西尾市より少ないのに生活保護世帯が3倍であるというような実情がうかがえました。ですから、西尾市も福祉事業を的確に分析して、西尾市に合った事業の展開を望みたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（鈴木規子） 2ページの学習支援事業について、市の委託で6カ所でやっておられるということですが、どのような施設を利用しているのか。また、教える側は教員などの有資格者なのか、大学生なのかということをおわかりであればお知らせください。この費用についても、もしわかればお知らせください。

○議員（大河内博之） 確か、公共施設だと思ったんですけども、後で調べてからでよろしいでしょうか。

○副議長（稲垣一夫） それでは後でご報告ということで、ありがとうございます。

時間もまいりましたので、次に文教委員会の報告をお願いいたします。松井委員長、お願いいたします。

○委員長（松井晋一郎） それでは文教常任委員会の視察報告を、私の方から一括してご報告をさせていただきます。お手元の方に配付されております資料をご参照ください。

1ページはねていただきまして、今回、文教常任委員会は7名で視察を行っております。昨年10月25日から27日の3日間、佐賀県伊万里市、佐賀県武雄市、そして福岡県福岡市に行政視察に行っておりまして。視察1日目と2日目には佐賀県伊万里市、そして武雄市それぞれの図書館の運営状況について視察調査を行いました。本市でも市立図書館、岩瀬文庫を初め、市内9カ所に図書館や図書室が設置されておりますが、西尾市の図書館運営の参考となるような特徴のある図書館2館について、最初に視察報告をさせていただきます。

伊万里市民図書館について、施設の概要につきましてはお手元の資料をごらんください。

「伊万里をつくり 市民とともにそだつ 市民の図書館」を掲げて、平成7年7月7日に開館しました。その背景には、質疑にも掲載しておりますが、昭和60年代初頭に「伊万里市に図書館を」というスローガンのもと、住民運動が展開されたことによる影響が大であり、また設計事業者が官民協働のもとにつくり上げていったことも影響していると説明をいただきました。館の運営は市直営で行われており、指定管理については慎重な姿勢をとってみえました。

また、図書館運営について、市民ボランティアの積極的な参加を図っており、会員

数はこれまでに392名、講演会などの企画・実施、図書館の支援、広報・PR活動、他の図書館友の会との連携など積極的に行っている点も参考になりました。また、図書館以外での読書啓発も積極的に行われており、PTAでの取り組みや地域ボランティアによる取り組みなど、こちらでも官民協働による家庭での読書、家読の日の普及にも努めてみえました。読書を、より身近なものとする、これらの活動も大変参考にすべきと思います。

委員の方から出されました所見の中では、図書館を建設する段階から市民参加が積極的に進められていたため、館内の随所に細やかな配慮を感じることができた。図書館のあり方については、近年、議論が巻き起こっているが、純粋な文化教育施設に位置づけるにせよ、まちづくりの核としての位置づけを付加するにせよ、多くの市民と議論をしていく中で自分たちのまちの図書館像をつくり上げていくことが大事であり、それができれば末永く市民に愛される図書館になるはず。また、西尾市立図書館については、すぐに建てかえが予定されているわけではないが、伊万里市民図書館の取り組みは公共施設の建設、運営と市民協働の関係性を考える上で大いに参考になるものであったなど、これからの西尾市での図書館づくりに際して積極的な意見が出されました。

次に、武雄市図書館についてご報告いたします。

施設の概要につきましては、お手元の資料をごらんください。

20万冊の蔵書とBOOK&カフェが楽しめる新しいタイプの図書館であり、また年中無休、午前9時から午後9時までの開館という点も大きな特徴であります。館内は読書スペースを各所に設けており、ゆったりとくつろげる空間づくりに配慮しているようでした。コーヒーなどの飲み物を片手に読書する姿もあちこちにあり、一見すると図書館とは思えません。株式会社カルチュア・コンビニエンス・クラブは西尾市にもありますけれども、TSUTAYAを運営しております。このTSUTAYAを運営している株式会社を指定管理者として、民間のノウハウを生かした図書館運営をされております。

質疑にも記載しておりますが、指定管理者制度を導入した経緯につきましては、大きくは来館者数の伸び悩み、利用者の固定化を打開するためとのことです。また、子育て世代の30代、40代の利用の難しさ、限られた人員、運営予算の中で利用しやすい図書館づくりを進めるために民間の力に期待するということがあったそうです。結果、来館者数につきましては、平成25年度が約92万人、平成26年度が約80万人、平成27年度が約73万人となっており、現在までも全国から視察なども多く受け入れておられるそうです。また、市内学校支援サービスとしまして、市内小・中学校に団体貸出、図書館の団体見学、学校図書室担当職者の研修会実施、学校図書室づくりの支援・協力、放課後児童クラブへの団体貸出、図書館蔵書検索システムの利用、図書館の本を学校で返却可能にする、また児童・生徒に向けた講座・イベントの充実なども積極的に行

っているそうです。

委員からの所見としましては、大規模な運営システムだからこそできるサービスであると思う。来館者に対するアンケートの結果、「大いに満足、満足」が平成28年には86.8%であった。開館以来、85%以上の満足度を示している。来館者数の増加とともに考えると、順調に運営されていると考えられる。

一方、2012年、市議会の承認を得ないまま発表したことは気になる場所である。西尾市では、指定管理者制度を取り入れた事業がふえてきているが、図書館運営に関しては新鮮で興味深いものであった。しかし、そのまま取り入れていくことは難しいと感じた。本市の現状を踏まえ、実情に合った内容を参考にしていきたいなどの意見が挙がりました。

最後に、3日目最終日、福岡市の学校給食センターの視察報告をします。

学校給食センター再整備事業の概要につきましては、お手元の資料をごらんください。

P F I の B T O 方式と呼ばれる民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持、管理及び運営を行う方式で整備、運営をされており、また S P C を設立させることで参加企業の経営状況にとらわれない経営を行っております。昨今、問題として上がっているアレルギー対策、特別支援学校への給食提供、また地産地消にも力を入れており、特にアレルギー対策については専用の調理室での専門調理員が調理し、またアレルギー混入を防ぐため対象児童・生徒の個人カードを作成し、二重三重のチェックを行っているところが特徴的でありました。メニューにもこだわっており、給食のおいしさについてもご尽力をされておりました。

次に、市内5校の知的特別支援学校への給食提供についてはセンター方式により、肢体不自由特別支援学校2校については自校方式を採用しており、学校給食に準拠した献立の提供とともにそしゃく食、押し潰し食、嚥下食など二次加工にすることで、給食の質の向上と万一の事故に備えてみえました。また、給食センター内での研修が開催できるよう、最大600人が収容できる研修室を整備し、学校教諭、地域行事などにも活用されておりました。本市での給食センター建てかえの計画もあり、また県立特別支援学校建設を控え、参考とする点が多々あったと考えます。

最後に、委員からの所見としまして、学校給食センターの老朽化に伴い、再整備を行うことに関する自治体の取り組みを視察しました。どの自治体においても、学校給食に関して最優先に取り組まなければいけない課題と言えます。本市においても、P F I 方式による学校給食センターの建てかえを進めているところだが、優良先進地事例を参考に子どもたちや保護者に安心して提供できる施設としなければならないと考える。本市が参考としたい点は、再整備に当たり、最初に給食センター整備委員会を設置したことである。福岡市は、保護者代表、学識経験者、学校関係者及び行政で構成し、施設整備等の基本仕様、概算設計及び整備事業手法を検討して整備計画の策定、

その後、PFI方式により整備運営を行うと決定した。本市においては、公共施設再配置計画に基づいて実施されることとなっているが、保護者や学校関係者の検討会は現時点で設置されておらず、意見や要望が集約されていないことが課題ではないだろうか。

今後、検討会を設置し、アレルギー対応の要望も含め、市民に安全・安心でおいしい給食の安定供給がなされる優良給食センターが建設されることを心から期待するものであるなどの意見が出されました。

以上で、文教常任委員会行政視察の報告を終わります。

○副議長（稲垣一夫） 松井委員長、ありがとうございました。

それでは議員の皆さんの中で、お聞きになりたいことがありましたら、ご発言をお願いいたします。

○議員（鈴木規子） 全国でも一、二のレベルであると言われる伊万里市と対照的な武雄市を見られたことに、まず敬意を表したいと思います。

そこで、伺います。武雄の図書館2ページ目のところで、アンケート、その他いろいろありますけれども、実質的な市民の利用を示す貸出カードの数の推移はどのようなであったか、御存じでしょうか。

次に、悪しき話題となりました武雄市の郷土資料が全部排除されてしまったという件はどうなっていたでしょうか。

それともう1点、天井まで届く書棚が2ページ目の右側の下の写真にありますけれども、これが飾り物だったということが話題になりましたけれども、実際にはどうやらなられたでしょうか。

あと、一色の図書館がMICで運営されることになります。それについて、何かご所見があれば伺いたいと思います。

以上です。

○委員長（松井晋一郎） 今、4点ご質問いただきましたが、手元に資料がございませんので、後ほどお伝えさせていただきます。

○副議長（稲垣一夫） そのほか、よろしゅうございますか。

それでは、2委員会が終わりましたので、この際、暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時20分 再開

○副議長（稲垣一夫） 休憩前に引き続き報告会を再開します。

先ほど、鈴木規子議員から学習支援事業についてご質問がありまして、大河内議員の方からご答弁をしたいということでありますので、大河内議員よろしくお願いま

す。

○議員（大河内博之） まず1点目の、どこで学習支援が行われているかという問いに対して、公民館を中心にした公共施設で行われているということです。

2点目の教えているのは専門職ですかという問いでしたけれども、大学生を中心にした年代的に近い人たちが教えているということで、非常に親近感もあって好評となっているということでもあります。

3点目の委託料ですが、463万円というお答えでした。

以上です。

○副議長（稲垣一夫） ありがとうございます。

それでは、報告会を続けさせていただきます。

次に、経済建設委員会からご報告をお願いいたします。松崎委員長、お願いいたします。

○委員長（松崎隆治） それでは、平成28年度経済建設委員会の視察報告を行います。

我々経済建設委員会は、年間テーマを「自然を守る 暮らしを守る 西尾の未来を考える」と決め、環境問題、安心・安全なまちづくり、そして西尾の未来についてどのように取り組むべきかを考え、委員全員で話し合いながら進んできました。年間テーマから、表紙にありますように今回の視察場所には、福岡県久留米市の宮ノ陣クリーンセンターの建設について、佐賀県鳥栖市では企業誘致戦略について、福岡県飯塚市では立地適正化計画（コンパクトシティ）についてを選び、日程は11月8日から10日までの3日間、参加者については報告書にありますように議員7名、随行者2名で伺ってまいりました。

それでは、各視察について報告を行います。

まず、初日は福岡県久留米市で、宮ノ陣クリーンセンターの建設についてを伺ってまいりました。西尾市では、現在、岡崎市と幸田町を含めた広域でのクリーンセンター建設の検討協議に入っており、研究調査を進め、的確な提言を行うために宮ノ陣クリーンセンターを選びました。

宮ノ陣クリーンセンターの概要を申し上げますと、1ページめくっていただきまして、敷地面積が7万4,000平方メートル、建物は工場棟、リサイクル棟、環境交流プラザがあり、建設規模は工場棟が地上6階、地下1階、リサイクル棟と環境交流プラザはそれぞれ地上3階建てになっており、事業費は用地代を除き約145億円で、事業期間は平成25年3月から平成28年6月までとなっています。特色としては、ごみを安全にかつ安定的に処理できる施設、資源を有効活用する施設、環境まなびの拠点とされていますが、特に伺って感じたことは、資源の有効活用面でセメントの原料として焼却灰を有効利用することや、焼却で発生した余熱を利用して発電を行い、施設内で利用するほか、余剰電力の売電を行うことはもちろんのこと、ほかにも太陽光発電を利用し、電力の売電を行っています。その売電価格は、平成28年度末までに約1億

4,000万円を見込んでおられることでした。見学コースや環境交流プラザでは、小さなお子さんから我々のような行政視察を行う大人まで幅広く学習ができ、体験をしながらわかりやすいものになっていました。写真は、見学コースから見られるリサイクル棟内になっています。

次に、主な質疑と回答ですが、整備にかかった事業費の内訳と補助金についての質問に、工場棟94億5,000万円、リサイクル棟20億5,000万円、環境交流プラザ11億円、その他19億円。補助金につきましては、環境省の循環型社会推進交付金で37億円、国土交通省の社会資本整備総合交付金で1億8,000万円、計38億8,000万円になっています。施設運営に当たって、今後の課題はという質問に、DBO事業の20年間安定継続、運営期間終了時の対応、2工場での可燃ごみの振り分け、リサイクル棟のプラント保守点検などが挙げられ、その他は資料にあるとおりですが、ほかにもたくさんの委員からの質問が出て時間を超過し、意見交換を行いました。

委員からの所見と西尾市政への反映に向けた課題ですが、焼却炉方式の選定は時々のはやりや先物買いに踊らされることなく、時間をかけた検討が求められる。議会としても積極的に情報収集を図り、岡崎市、幸田町の両議会との連携も考えるべきだ。環境交流プラザなど、環境を身近で学べるものや防災の考えを取り入れて建設されたことは、西尾市も参考にして進めてもらいたい。ワンウェイでの見学通路、特にごみピットを最上階から見学できる点は大変よかった。建設予定地を公表し、地元了解、用地取得までの約2年半の短期間で行った久留米市当局のノウハウは西尾市も学ぶべきだという意見がありました。

続いて2日目、企業誘致については長谷川副委員長から報告してもらいます。

○副委員長（長谷川敏廣） それでは、鳥栖市の企業誘致戦略についてを報告させていただきます。

企業誘致は、外部資源導入による地域振興策として重要な役割を果たしてきました。特に、国土の均衡ある発展に向けた高速道路などのインフラ整備や、新産業都市テクノポリスなどの産業立地政策といった国の後押しもあって、全国の各自治体は工業団地の整備や各種優遇措置の充実を図り、大手企業の工場を主なターゲットとして積極的に企業活動を行ってきました。私たちは、その一部でも参考になればと思い、九州の縦軸と横軸が交わるクロスポイントに位置して、交通利便性、豊富な水資源、労働力人口などを生かし、自動車関連産業や半導体関連産業、医療・医薬品等健康関連産業、新エネルギー等連続先端産業、食品関連産業、物流関係産業、ICT関連産業の集積を図った鳥栖市の現状を視察してきました。

鳥栖市の企業誘致は、歴史的には富山、大和、近江とともに四大配置売薬の1つ田代売薬として発展して、昭和29年の市制施行と同時に工業誘致条例を制定し、積極的な企業誘致政策を展開してきたのが始まりになります。鳥栖市は、九州でも有数の内陸工業都市として進出協定締結企業は194社、うち製造業が73社、流通業が115社、そ

の他6社、製造品出荷額は約3,399億円、これは県内第1位として最先端の研究機関が集積をしております。

また、九州のハブ機能物流拠点都市へと、保税蔵設置場所の数は内陸部で全国トップの25カ所、流通業務団地（グリーン・ロジスティクス・パーク）の分譲、環境への賦課が少ない鳥栖貨物ターミナル駅の開業、アジアの玄関口福岡市との広域連携（グランドクロス広域連合）の積極的な取り組みにも努力をしております。

西尾市は、鳥栖ジャンクションやJR鳥栖駅、新幹線鳥栖駅などのクロスポイントがあつて、九州各地への抜群の交通アクセスを誇っている鳥栖市と、JRも主要国道もない西尾市等を単純に比較することはできませんが、鳥栖市では県、市おのおので立地企業交流会を年1回開催したり、年末年始等のあいさつでは企業訪問を行う中で積極的な誘致施策も実施しており、参考になる点も非常に多いと感じてきました。

また、県との連携体制が確立されていることも大きな違いと言えます。将来的な人口減少が叫ばれる中で少しでも歯どめをかけていくには、地域産業の活性化と新たな産業を創出して、まちに仕事をふやすことが不可欠であります。

今後、西尾市も積極的に産業振興を図り、企業誘致に注力することが必要だと思いますが、誘致実績の確保を急ぐ余りに企業誘致が目的化しては本末転倒になります。企業誘致は、あくまでも地域振興の1つと捉え、さまざまな方策と総合的に組み合わせる以外にないと思いますし、企業誘致を行う現状はさまざまであり、必ず誘致が成功するパターンのようなものは存在しません。結局のところ、産業構造の変化に対応した明確な誘致戦略のもと、地道な努力を続けることが最善の策ではないでしょうか。

以上で、報告を終わります。

○委員長（松崎隆治） 続きますして3日目、福岡県飯塚市で立地適正化計画について伺ってまいりました。

立地適正化計画に関しては、西尾市においても本年度より計画づくりに入っております。

まず、立地適正化計画について説明しますと、平成26年8月に施行された都市再生特別措置法等の一部を改正する法律において、市町村が住宅及び医療、福祉、商業、その他の移住に関連する施設の立地の適正化を図るための計画として、立地適正化計画を作成することができることになりました。

今後、地方都市において人口減少や高齢化が進展していく中で、まちの形はどうあるべきか、都市構造の観点から将来への対応を考えていく計画が立地適正化計画であります。別紙の飯塚市立地適正化計画の策定についてをごらんください。後ろの方にあります。

まず、1枚めくっていただきまして主な内容ですが、飯塚市では、今後の人口減少が予想される中、持続可能な都市構造とするには、都市目標像である拠点連携型都市

づくりを進めることが重要であるとの認識のもと、都市機能の維持・増進による将来にわたる居住環境の確保・向上のための指針として策定されました。計画区域は都市計画区域内全体で、計画期間は平成29年4月から平成39年3月までとなっていますが、おおむね20年後の都市の姿を展望し、第2次総合計画や都市計画マスタープランの終期を勘案した形になっています。

次のページに移ります。立地適正化計画の位置づけは、都市を構成する一部の機能だけではなく、居住や商業、医療等の日常生活サービス、公共交通などさまざまな都市機能を見渡した都市計画マスタープランの一部とみなしています。

1枚めくっていただきまして、計画の検討体制については図のとおりで、地域や住民から意見の聴取、反映できる体制になっています。

次のページに移ります。計画策定までのスケジュールは表のとおりであります、9月12日に計画案が公表され、市民説明会等を行っている最中でした。

1枚めくっていただきまして、計画におけるまちづくりの基本的な方針を、将来の暮らしを支える生活環境づくりと飯塚市の魅力を高める都市環境づくりとし、飯塚市が目指す都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち」を目指されています。

次のページに移ります。計画策定の視点について、中心拠点の利便性を高め、地域拠点や集落を交通ネットワークで結ぶ都市構造をつくり、地域間連携や交流を活発にしていく。さらには、公共交通の充実を図り、人口密度の維持、地域コミュニティの維持、都市機能の確保・維持を目指していくそうです。

報告書の12ページに戻っていただいて、主な質疑と回答ですが、立地適正化計画を策定することによるメリット、デメリットはという問いに、メリットについては、飯塚市の現状と見通しの把握ができることや、将来見通しによる対応の明確化ができることなどである。デメリットについては、地域の切り捨てになるのではないかと懸念や民間の開発意欲の停滞リスクなどが挙げられました。

住民との合意形成が最も重要であると考えているが、どのような手段で行われていたかという問いに、市民向けセミナーの開催や12地区自治会長会への説明、12地区住民説明会などの開催を行ったなどの回答があり、そのほかの質疑については資料にあるとおりです。

委員からの所見と西尾市政の反映に向けた課題ですが、国の動向に注視し、いち早く国の担当者との勉強会を開催できる普段からの国、県との連携は西尾市としても見習うべきだ。大学誘致や公共交通機関、不動産の有効活用など、飯塚市でのメリット、デメリットの取り組みを参考にしながら、西尾市の取り組みがよい方向に向かうよう助言していきたいなどの意見がありました。

以上で、経済建設委員会の報告を終わります。

○副議長（稲垣一夫） ありがとうございます。

経済建設委員会の報告が終わりました。議員の皆さんの中で、今の発表の中のことでご質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

別がないようでありますので、これをもって終わります。

続きまして、企画総務委員会の報告をお願いいたします。本郷委員長、お願いいたします。

○委員長(本郷照代) それでは、企画総務委員会の発表に移らせていただきます。

私たちは、お手元のレジュメにありますように企画総務といえば、西尾市は今、公共施設再配置計画に基づきPFI手法にのっとって事業を進めているところでありますので、その点に力点を置きまして、以下の3都市、福岡県の実業市では図書館等複合施設整備事業について、PFI事業でございます。そして、同じく福岡県の北九州市で北九州市立思永中学校整備PFI事業について、そして3日目は大阪府の岸和田市に移りまして、人材育成型の人事考課制度についてお話を伺ってまいりました。参加者は、資料のとおりであります。

早速、実業市の方から、石川副委員長の方から報告をしていただきます。お願いします。

○副委員長(石川伸一) それでは、私からは福岡県実業市の図書館等複合施設整備事業について報告をさせていただきます。

実業市は、福岡県北部に位置する人口約7万3,000人の自治体で、古くから海、陸における要衝の地として繁栄してきました。それは、まず大変立派なJR実業市駅におり立ったときに、威容を誇る姿に実感いたしました。

さて実業市は、空洞化する中心市街地に再び人の往来を取り戻し、地域と一体となってまちを活性化するための方策として、旧結婚式場のミラモール跡地約3,000平方メートルに、集客力のある施設を整備する構想を打ち出しました。そして、この構想に基づいた地元住民との意見交換会を重ね、さまざまな検討を行った結果、図書館を中心とした拠点施設の整備の方針を固め、現在の事業推進に至っているとのことでした。この方針決定の中では、施設整備予定地に隣接している福岡県指定文化財である赤レンガ館も含めた一体的利用の方針も示されました。実業市の図書館等複合施設整備事業の基本コンセプトは、1. 子どもから大人、高齢者が集い、学び、憩える交流空間づくり、2. 地域活性化のための人の交流・往来を盛んにする施設づくりとしています。

事業概要としては、実業市の地域交流の拠点、文化・情報の発信拠点施設としての機能が発揮できる施設として、図書館を中心とした複合施設と赤レンガ館等の関連施設を整備し、その維持管理を行うものであります。事業方式としては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づくPFI事業としてBTO方式を採用しています。実業市では、当初、DBO方式と呼ばれ

る官民連携手法の採用を検討していたとのことですが、DBO方式はPFI事業と違い、事業実施等について根拠となる法令が整備されておらず、例えば随意契約の締結をするにしても、契約根拠となる法律の裏づけが弱くなるとの懸念から、PFI法による確かな法令根拠に基づく事業推進が見込めるPFI手法を選択したとのことでした。

また、民間事業者の選定方式については、事業内容の中心が図書館整備及び運営になることから、専門性が高く、民間事業者の提案によるところが大きくなることから、提案内容の協議、調整が行いやすい公募型プロポーザル方式を採用したとのことでした。総事業は約50億円で、そのうち施設整備関連の経費を約25億円と見込んでおり、この施設整備関連費用については、社会資本整備総合交付金事業の中の都市再生整備計画事業を行橋市は本事業に採択し、最大50%の補助金が受けられるように現在、調整を行っているとのことでした。行橋市が進めている本事業については、PFI手法の採用以外にも官民連携を主眼に置いた附帯事業を考えておりました。それは、駐車場サポーター制度と専門図書サポーター制度というもので、双方とも仮称であります。図書館整備を計画している中心市街地の活性化を推進する事業として、現在、計画している制度です。

まず、駐車場サポーター制度については、今回の事業で行橋市が整備する駐車場は、収容台数100台くらいを見込んでいるが、不足することも予想されるため周辺の民間駐車場と連携して、新たに整備する図書館の駐車場としても使用できるようにする制度とのことでした。

続いて、専門図書サポーター制度については、行橋市が本事業の基本構想を策定する際に、市民との意見交換会の中で提案のあったアイデアで、地元商店街の各商店に、お店の業態に関連のある専門書を置いて、新設される図書館と連携するという制度とのことでした。この2つの制度は、今後、実現に向けて協議を重ねていくとのことでしたが、斬新なアイデアだなと興味を感じた次第です。行橋市の図書館等複合施設整備事業は、市民への周知、説明も積極的に行っているとのこと。新たな図書館を整備する市有地の活用方法については、地元町内会の会長や商店街代表の方々に加え、次世代の商店街を担う若手事業者の方々と意見交換会を行い、基本構想の案を策定し、パブリックコメントを行ったとのことでした。その後、市議会に対して、委員会への報告や一般質問の答弁等を行うとともに、地元住民を対象とした説明会を丁寧に行い、本事業への理解、協力を求めてきたとのことでした。いただいた資料によりますと、地元での意見交換会、ワーキング会議として計7回、その他の駐車場サポーター制度等の協議、説明等も個別に行い、地元住民の皆様から協力、理解が得られるように努力されておりました。

全体的な印象として、西尾市と同様、PFI事業という新しい取り組みを始めたことにより、市民の方々との合意形成については丁寧に対応されている印象を受けまし

た。行橋市の図書館等複合施設整備事業は、現在、取り組み中の事業であります、西尾市が参考にすべきところも多くあると感じました。今後も、行橋市の事業の動きについては注視していきたいとの思いを強くしました。

以上で、行橋市の行政視察の報告を終わります。

○委員長（本郷照代） 続きまして私の方から、福岡県北九州市の北九州市立思永中学校整備PFI事業について報告させていただきます。

北九州市は皆様もよく御存じのように、石炭産業の浮き沈みとともに歩んできた市域でありまして、昭和の時代に門司市、八幡市など5つの市が合併して、九州初の100万都市、全国で6番目の政令指定都市となりました。人口減、高齢化社会に向けてロボットやICTの活用による先進的介護の実施を行う国家戦略特区、地方創生のモデル都市、またPFI事業など果敢に取り組んでいる自治体でありました。

今回、視察させていただいた事業は、市立思永中学校のプール、屋内運動場、道場の改築、維持管理に係るPFI事業についてでありました。北九州市は、平成11年にPFI法が整備されたすぐ翌年、ひびきコンテナターミナルのPFI事業に関する実施方針を発表し、事業に着手しました。しかし、残念なことに事業を行っていた民間事業者が破綻し、事業から撤退したため、市が、その施設を買い取らざるを得なくなったという苦い経験をお持ちの自治体であります。平成11年当時に整備されたPFI法は、西尾市が根拠としている平成23年度改正PFI法に比べて法的に不備な点が多かったと言われておりますが、その点はさておき、失敗事例を有する自治体が改めてPFI事業に取り組み、失敗経験がどのように活かされてきたのか、後発組の西尾市としてお話を伺いたいという思いもありました。しかし、お話くださった担当の方が学校教育課関係の方で、PFI事業そのものの立ち上げにかかわってこられた方ではなく、運用が始まってからかかわってこられた方でしたので、その点についての詳細を伺うということはないませんでした。

さて、思永中学校の老朽化したプールを含めた屋内運動場、道場を改築し、市民に開放する施設として整備、あわせて維持管理を行うもので、PFI事業のBTO方式を採用した事業です。また、民間事業者が資金調達、施設整備、運営を行い、民間事業者が提供するサービスに対し、自治体が対価を支払うサービス購入型を採用しております。そのほかに独立採算部門として、収益事業を行う学校法人西日本工業学園の大学院地域連携センターを建設し、これらの運営も行うというものであります。大学院地域連携センターが建っている土地には定期借地権を設定し、市が事業者へ土地を貸し付けているという形です。事業期間は平成19年から平成36年の17年間で、そのうち管理運営は15年となっております。

BTO方式を採用した理由としては、この事業を国庫補助の対象とするため、そのためには整備する施設の所有権が市にあるということが補助対象の要件となっていたからであります。また、BOT方式の場合、施設の所有権が民間事業者の側にある

ことから、税負担が一部発生し、市の財政負担も増加することから、北九州市ではこの事業にBTO方式を採用したというお話でありました。総事業費は31億円で、VFMは23.7%と大きな数字となっております。それで、PFI事業に参入しようと応募した事業者は4グループであったというお話です。

お手元のレジュメには、思永中学校全体の鳥瞰図が載せてありますのでごらんください。中学校校舎が左上、プール、屋内運動場、道場は屋根がかまぼこ型で、壁面が黒っぽい建物が中ほどにございまして、右側に隣接するのが大学院地域連携センターとなっております。市民開放されている屋内プールは、現在、西尾市が計画している寺津温水プールとほぼ同様のものと思っただけであればよろしいかと思えます。

その下にありますスキーム図をごらんください。SPC、いわゆる特別目的会社は株式会社思永コミュニティサービスで、構成企業は九電工、鴻池組、安井組であります。

質疑に関しましては、まず事業の進捗に当たっての問題点はどの問いに対して、従来の公共調達方式と比べて手続が複雑、しかも広範囲にわたり、選定が当たって作成しなければならない書類も多く、当然のことながら市においてもノウハウが十分に蓄積されていないことから、事業の各段階を法にのっとり適正に進めていくこと自体、非常に労力を要した。そして、庁内や市民の反応はどのようなかという問いに対しては、要求水準が性能発注という性格上、抽象的になりがちなため、市の考え方と事業者の考え方に相違が発生することが多い。そのため、施設にふぐあいが発生した場合、市側と民間側とで見解に差があり、その対応に係るリスク分担について双方で協議が必要となり、その協議に労力を要する点を苦勞した点として挙げられておりました。北九州市では施設整備直後から、運営当初の数年間には施設のふぐあいが散見されたようですが、これらについては民間側の費用負担により補修を行うことができたということでありまして、この点についてはPFI事業であったがゆえに対応できたものと考えているというお話でありました。

また、市と業者とのトラブルについてはどの問いについて、ふぐあいが生じたときに老朽化が原因か、もともと悪いのか、経年劣化をどう考えるかが問題になるとのことでありました。施設運営5年目以降は、原因の特定に係る協議が大変で、原因が特定できないふぐあいについては市側で補修費用を負担したケースもあったという回答をいただきました。西尾市も現在、PFI事業を進めておりますが、アドバイスや修正点をいただきたいという問いに、施設整備後、運営・維持管理をSPCが担っていく中で施設にふぐあいが生じた場合に、それが整備方法に付随するもともとからのふぐあいなのか、経年劣化によるふぐあいなのか、きちんと見分けられる体制を構築しておくといよい。具体的には、事業担当者に技師を配置できるとよいというお話でありました。現在は、北九州市でも技師が担当課内に配置され、その職員が民間業者による維持管理業務に対するチェックを定期的に行うことができるようになったとのこと

で、施設整備後の維持管理業務へのモニタリングは慎重に行う必要があるというお話でありました。

それでは、最後に大阪府岸和田市の人材育成型の人事考課制度について報告をさせていただきます。

勇壮な祭り、だんじりで有名な岸和田市は大阪府の南部、和泉平野のほぼ中央に位置し、海から山にかけて細長い市域形成をなしておりまして、人口は約20万人、平成14年に特例市に移行し、平成30年には中核都市への移行を目指しているとのことであります。1997年に自治省は、地方自治新時代における人材育成基本方針策定指針を示しまして、地方分権を担う人材を育成するために人材育成基本方針を策定するよう全国の自治体に強く求めました。これを受けまして、多くの自治体が人材育成基本方針を策定し、本格的な人材育成の取り組みを始めました。岸和田市でも人材育成基本方針の策定に着手し、課題を把握するために全職員を対象にアンケート調査を実施いたしました。その調査結果から、職員の多くが給与の不公平ではなく、人事、それはすなわち昇任であったり異動であったりですが、これに対して強い不満を持っているということがわかりました。また、多くの職場で目標が共有されていない実態も明らかとなりました。この結果をもとに、人材育成を目的にした人事評価制度の導入、昇任配置管理の改革と総合的人事制度の構築、カフェテリアの導入など、研修の改革、充実に取り組むことにしたとのことであります。

こうして人事評価制度の開発に取り組むこととなり、職員が自己の能力開発に活用できる能力評価制度として、岸和田方式の簡易コンピテンシー評価を独自に開発されました。コンピテンシー評価とは大変聞きなれない言葉でありますけれども、アメリカのハーバード大学で能力開発を目的に開発された手法でして、成果を生み出すのに必要な行動というふうに定義されているとのことであります。この研究によって、従来、重要視されておりましたIQ、いわゆる知能指数よりもEQ、感じる知性の方が仕事をする上で大変重要であることが明らかになったということでもあります。重要なEQとしては5つありまして、1. 自己認識力、2. 感情コントロール、3. 目標達成力、4. 共感力、5. 人間関係処理能力とされております。このEQが発揮された行動を評価するのが、コンピテンシー評価ということです。この指標からヒントを得て、自治体にも応用できるシンプルな形にしたのが岸和田方式の簡易コンピテンシー評価というわけであります。簡易コンピテンシー評価の特色は、曖昧な情意、態度や意欲、保有能力がどのレベルかを評価するのではなく、EQが発揮された行動の頻度で評価するところにあります。評価基準が具体的な行動の形で示されるので、気づきが得られるとともに行動規範ともなり、能力開発に活用できるということでありました。

質疑のうちには、公社間の判断のばらつきについて、公平性を保つために対策はどのようなかに対して、本市の能力考課制度は人事育成を主眼としており、本人が評価

した結果と上司が考課した結果の違いから、気づきを与えることによって自学を促し、能力開発へとつなげていく仕組みとしている。このような人材育成の主眼については、評価手法として総体評価を用いている。職員同士を比較し、順番を決めるために評価結果に対して調整、操作を加えることにより、評価結果による正しい気づきを与えることが難しくなると考えているので、そのために岸和田市の制度は他の職員の成果を考慮に入れず、職員本人の成績そのもので評価する絶対評価を採用しているというお話でありました。

とにかく、評価の納得性の確保については面接を重視しているということでありまして、行政組織の最大の経営資源は職員とよく言われますけれども、現代のように人口減、そして超高齢化の時代にあっては、いろいろな問題に立ち向かうためには人材育成が最も大事か、そして時代が変わっても、担当者が変わっても持続可能なマンパワーの組織や制度をつくる必要があるとの思いを大変強くいたしました。西尾市も大いに参考にさせていただきたいとの思いを強くして帰ってまいりました。

以上で、企画総務委員会からの報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（稲垣一夫） 本郷委員長、石川副委員長ありがとうございました。

それでは、議員の皆さんの中で、お聞きになりたいことがありましたら、順にご発言させていただきたいと思います。

○議員（渡辺信行） 2市のPFI事業につきましては、大変細かい内容になると思いますので、委員長、後日、また勉強させていただきますので資料を見せていただきたいと思います。

それで質問ですけれども、岸和田市の人材育成の人材考課制度についてでありますけれども、委員長の説明にありました行政組織の最大の経営資源は職員、そのとおりだと思います。実際、資源として、よく物だとか金だとか人など言われるんですけども、経済情勢との影響を受けにくくて限りなく成長するのが人であるというふうに思っておりますので、これは同感ですけれども、人が人を評価することの難しさということで、Q&Aの方にも評価の納得性の確保という言葉が出ておりますけれども、この辺をもう少し詳しく聞かせていただけたら、聞かせていただきたいと思います。

○委員長（本郷照代） それでは、実際の運用ルールというものを資料としていただきまして、レジュメの方では一番最後のページに、大変字が小さくて見づらくて申しわけないんですけども、とにかく上司は正しく評価できないと、自治体の職場では上司は部下の行動のごく一部しか観察できないのが現実だという発想の転換をしていらっしゃるということです。このような現実を前提に、どうすれば納得できる評価ができるのかということで、ルールの1つ目としまして、職員の行動を一番よく観察できるのは職員自身だから、本人の考課で職員が自分の行動を自己申告するという、先ほどの能力考課シートで自己申告するということでもあります。本人考課というふうにか

であると思うんですけども、例えば上は必須になっていますので全部答えるんですが、下の職務コンピテンシーというところをごらんいただくと選択と書いてございます。そのところで、例えば8番目のOA活用力と11番目のセルフコントロールを選んだと。そこで、いろいろな着眼点で、職務に必要なあるOA機器の知識・技能を習得し、職場のメンバーと共有し、有効に活用しているところに自分はAをつけたとします。そして、2つ目のOAを活用し、業務改善やコストの削減を図っているというところ、これはよくわからないということでBをつけたとします。そして、3つ目のセキュリティーポリシーに精通し、OAを安全に活用していると、これもいいのではないかなということでBをつけたとします。自分としてはA、B、Bと。それを第2次考課としてグループリーダーがつけるんですけども、そこで大体同じようなA、B、Bとつけたとします。そして、3段階目は課長級レベルの方が判断します。そこで、全体的に見て一番上のところで5、4、3、2、1とありますので4をつけたとしまして、例えばここで本人記入欄と書いてございまして、先ほど着眼点の1でAをつけたけれども、ここにもし理由が書いてなかったとしたら、グループリーダーや課長級レベルでは、ランクを下げるができるわけです。理由は、きちんと理由が書いてないのではないかと。それに対しては、しっかり面接をしてお互いに納得をするという、本人も説明責任が問われ、考課した側もきちんとAをランクづけた、Bをランクづけたという納得に至るというルールに従って考課を進めていくということで、あくまでもそれぞれが説明責任を果たして納得できる考課結果に至るということで、これには時間がかかっているというお話でありました。

○議員（渡辺信行） わかりました。西尾市も、昔は自己評価ということをやっていたので、どちらにしても本人評価にしても他人が人を評価するというのは難しいなということを感じましたし、面接というのは大切だなということも1つ感じました。ありがとうございました。

○副議長（稲垣一夫） ありがとうございます。

それでは、最後に議会改革特別委員会の報告をさせていただきたいと思うわけでございます。特別委員会の鈴木正章委員長よりお願いいたします。

○委員長（鈴木正章） それでは、議会改革特別委員会及び議会運営委員会の行政視察につきまして、重複するメンバーが多いということで私どもは合同にて実施をいたしております。参加者は、画面を見ていただきますとわかりますように私、鈴木正章、そして高野邦良両委員長含めて計13名にて行政視察を行っているところであります。

視察報告につきましては、議会改革特別委員会担当分と議会運営委員会担当分と分担を分けまして報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、議会改革特別委員会の担当であります分につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

日程につきましては3日間で回りましたが、そのうち前段の2日、7月13日の神奈

川県の寒川町、翌7月14日、栃木県の大田原市に私ども議会改革特別委員会の内容にて視察をさせていただいております。目的につきましては、両市とも議会活動にタブレット端末を導入しており、タブレット端末導入の経緯と活用状況の実態調査が目的であります。ここで前置きをいたしまして、今般、私どもの行政視察でのタブレット端末導入実態調査に至る経緯について、資料はございませんが述べさせていただきたいと思っております。

ご承知のように議会改革特別委員会では、数年前より議会基本条例の制定に向けまして全議員で議論を進めていたところでありまして、その条例（案）の条項では、情報通信技術の活用として条文に「議会は、その機能を向上させるため、情報通信技術を積極的に活用するものとする」というふうに整理をいたしました。そして、情報通信技術活用をiPadの活用というところに整理をし、平成28年5月の議会改革特別委員会でiPad検討チーム、リーダーは大塚久美子議員でありましたが設置いたしまして、検討チームがいろいろと検討を進めました。

まず最初に、安城市議会のiPad活用の行政視察にまいり、そして西尾市議会でのiPadの実機の体験会も開催をいたしました。これらを経て、今回、お邪魔いたしました寒川町、大田原市の仕組みの異なるiPad導入実態の行政視察を行ったというところでありまして、お手元に行政視察の報告書がありまして、それぞれ1つ目に行政の概要、2つ目には調査事項の概要、3つ目には主な質疑とその回答、そして4番目には所見・西尾市政への反映に向けた課題と、それぞれまとめてございますので、資料については後ほどお読み取りをいただきたいと思いますが、私の方からは、今からパワーポイントで寒川町、大田原市のタブレット端末の比較表にて視察報告の概要という形で、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

視察の目的はここに書いてございますように、先ほども申し上げましたが議会運営の効率化に向け、タブレット端末を導入した経緯、仕組み、期待効果について、神奈川県寒川町と栃木県大田原市の状況を検証するということでもあります。比較検証ということで、それぞれ区分、寒川町では、大田原市ではということを書いてございます。読んで、説明にかえさせていただきます。

端末につきましては、寒川町はアップル製のiPad Airを使ってみえました。大田原市は、同じくアップル製のiPad Air2をご活用になってみえました。

続いて、導入時期であります、寒川町は平成27年3月議会より、議会と市の執行部が同時に導入をしてみえます。一方、大田原市では、議会は平成26年12月議会より導入であります。ただし、市の執行部は平成26年6月議会より活用したいという申し出で、6月議会より使ってみえたということでもあります。その経緯につきましては、市長がかわられて市長のトップダウンで、目的はペーパーレス会議化のためということでお使いになり、議会で26年6月から使いたいという形での申し入れがあつて、議会としては条件をつけて許可を出したというふうにお聞きをいたしました。

システムであります。寒川町は文書共有システムのmoreNOTEを使ってみえます。大田原市では、スマートセッションとGoogle Apps for Workという2つのシステムを使って活用をしてみるところであります。

なお、大田原市の市の執行部のシステムは、サイドブックス・クラウド本棚というところを使ってみえますし、端末そのものはiPad Airをお使いになってみるところで、いずれも議会と執行部とはまるきり違う仕組みという形になっているところあります。

通信方式につきましては、寒川町はWi-Fiプラスセルラーモデル、大田原市は無線LANのWi-Fiを端末通信方式として使ってみるところであります。そして、導入台数であります。寒川町はトータルで48台、うち議会が議員と事務局含めて25台、執行部用で23台。なお、文書共有システムは同じように議会側で25、執行部側で23をシステムとして導入していると。大田原市は議会のみでございますので、台数は事務局含めて31台。ただし、会議システムは一部連動させるということで、議会が31で執行部に15のシステムを導入しているということで、一部、執行部側にも議会のものが見られるような仕組みになっているところあります。

導入費用につきましては、寒川町は端末が2年間レンタルで年間220万円、そしてシステム代として1年契約だそうあります。年間45万円かかるというふうにお聞きをいたしました。大田原市につきましては、端末は導入ということで相見積もりを3社でやりまして、ゼロ円という業者があったということで、端末はゼロだったそうあります。ただし、通信費として2年間の費用で92万円、そしてソフトウェアの初期の導入費が45万9,000円、ソフトの使用料は月額9万7,470円。

なお、無線LANを使っておりますので、その初期導入費が253万円ほど、LANの工事など端末設置でかかっております。通信費といたしまして、市役所全体を含めて大体月額28万円かかっているという内容であります。

導入の経緯であります。寒川町は平成26年1月の議会改革の部会の中で端末導入を決められたそうあります。9月には既に端末の一部試行実施をし、12月には全日程での試行を行い、27年3月議会では紙、端末併用で運用を開始されたというところあります。そして、27年12月には予算書、決算書は除くということあります。完全ペーパーレスで運用をしてみるところあります。大田原市では、25年9月に特別委員会でICT化を議長に答申し、そして6月には市の方がタブレット端末の導入をし、議会です。それを受けて、11月には議会としてタブレット端末の講習会を開催し、12月からタブレット端末を導入したという状況であります。

削減効果として、それぞれお聞きしたのは、寒川町では年間、紙なり人件費等で92万円ほど経費が削減できるであろうということあります。大田原市では年間213万円程度の削減が可能であるという試算になっております。期待、効果として寒川町ではペーパーレス化が可能である、資料作成などの差しかえのコストがかからな

くなる、保管場所なり廃コストが減る、会議の運営が効率化されると。大田原市では、経費の削減、資料の差しかえ、職員の事務効率など、ほぼ同じような内容になっているところでもあります。

以上で、私どもの議会改革特別委員会の行政視察の報告とさせていただきます。

○議員（渡辺信行） 続きまして、議会運営委員会としまして予算決算常任委員会について、平成28年7月15日に横須賀市議会を視察しました。配付されております資料を見ていただき、1ページより説明いたします。

1の横須賀市の概要は省きます。

2の調査事項の概要、(1)定数の3行目と4行目ですが、横須賀市は予算決算常任委員会として全議員で設置しております。西尾市は、予算決算に関する常任委員会ではなく、特別委員会として決算特別委員会を11人で設置しております。

(2)の視察内容であります。横須賀市は従前、予算の審査は4つの常任委員会に分割付託して審査し、各常任委員会で採決を行っておりました。これは西尾市と同じです。しかし、西尾市と異なるのが委員外議員の質問をしていなかったこと、各委員会での表決結果が異なることが考えられるとのことでもあります。また決算についても、決算特別委員会委員の10人以外の審査をしていなかったということでもあります。そのため、各委員会により表決が異なることの解消、決算審査と次の年度の予算審査を同一議員が行えるようにすることによって、総合的・一体的な審査ができること。これは、委員会の改選が5月ということで、9月の決算を参考に3月の当初予算に同一議員を生かすということでもあります。さらに、予算決算常任委員会を設置することによって全員で行う表決や質疑ができるようにすることを目的に、予算決算常任委員会を設置することになったということでもあります。

1点、つけ添えておきますと、従前の予算も決算も委員外議員以外の審査をしていなかったことを不思議に思って聞いてみましたら、背景には、それぞれ会派の代表ということで、会派内で質問等が調整されていたということがありました。

次に、（現在）のところでもありますけれども、予算決算常任委員会の審査の流れであります。

①の理事会は、予算決算に関する議運にかわる会でありまして、本会議の前に議案の付託先の決定や予算決算常任委員会の運営を協議します。

②の本会議では、予算・決算議案を予算決算常任委員会に付託します。

③の予算決算常任委員会は全体会でありまして、執行部への総括質問はしないとしております。ただし、決算は監査報告に対する質疑は行います。

④の分科会は、部門別常任委員会と同じ組織で4分科会にて分割審査し、討論と採決はしないということです。

その後、⑤の理事会で、⑥の予算決算常任委員会の進行を協議します。

⑥の予算決算常任委員会は全体会であって、分科会委員長報告があり、総括質疑。

総括質疑とは、分科会をまたがる内容の質問とか市長の政策的な質問であります。それと採決です。

そして、⑦の本会議で、予算決算常任委員会委員長報告、討論、最終採決ということであります。

(3)西尾市の現状については、予算は本会議で上程、説明、質疑、関係委員会付託。その後、委員会で審議、採決、そして本会議で各委員会での審査結果の報告、委員会報告に対する質疑、討論、全議員による採決となっています。決算については、本会議で上程、説明、質疑、決算特別委員会の設置、審査の付託。その後、決算特別委員会で審議、採決、そして本会議で決算特別委員会での審査結果の報告、委員長報告に対する質疑、討論、全議員による採決となっています。

3の主な質疑とその回答については省きます。

4の所見ですが、視察結果が集約されていますので、読み上げます。一部、言葉の異なるところがありますがご容赦ください。

横須賀市が予算決算常任委員会を設置した目的は、従来の分割付託による審査で各委員会での表決結果が異なり、同一議案で賛否が異なる矛盾が生じることの解消と、決算審査と予算審査を同一議員が行うことにより、総合的・一体的な審査を行うこととあります。効果としては、分割付託解消による円滑な議案審査と同一議員が予算決算審査を行うことによるチェック機能の強化ができるとされています。西尾市は、横須賀市の従前と同じ審査方法であります。根本的に違うのは、横須賀市の従前の決算特別委員会は10人の委員のみが出席し、審査していたこととあります。委員の負担も多かったし、決算も予算も委員以外が審査にかかわっていなかったところに問題があったと思われます。そのため、全議員による予算決算常任委員会の設置は当然のことと思います。また、1つの議案を分割審査することで採決が異なる可能性のあることの不合理な取り扱いの解決になっています。

なお、常任委員会が妥当なのか、特別委員会が妥当なのかは別に考える問題であると思います。

西尾市は、以前から決算審査と同様に予算審査も大切であるから、予算特別委員会の設置を望む意見があります。また、決算審査を11人でするのは負担が多いため、決算特別委員会を全議員で構成する意見もあります。審査の方法は自治体によりそれぞれですが、最終採決は本会議において全議員で行うことには変わりはありません。また、審査する議員については、予算も決算も付託された委員会議員以外の議員も委員会に出席でき、委員外議員の発言が許可されて質問ができることから全議員が携わっておりますし、採決も付託された委員会でするものの、最終的には本会議で全議員で行っているので問題はないと思われます。改善するならば、議員がより以上かわり、厳正に審査するために、決算も予算と同じように分割審査することも方法の1つと考えます。横須賀市で言う分科会による分割審査であります。課題としまして

は、分割審査と分割採決の妥当性と、現在は内容を聞く質問が多く、適正かの判断が十分とは言えないため、場合によっては審査できる詳しい資料を理事者側に求めることも必要かと思えます。

何にしましても、横須賀市の視察で得た内容を参考に、今後、よりより議会運営、そして予算決算の適正な審査に努めてまいりたいと思えます。

なお、5ページから13ページにかけて、横須賀市より提供していただいた資料がつけてありますので、参考にさせていただきたいと思えます。

以上で、報告を終わります。

○副議長（稲垣一夫） ありがとうございます。

議会改革特別委員会、また議会運営委員会のご報告をいただきました。議員の皆さんの中でお聞きになりたいことがありましたら、順にご発言をいただきたいと思えます。

（「なし」の声あり）

別がないようでありますので、以上をもちまして全ての報告は終わりました。

傍聴にお越しいただきました皆様には、最後まで進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。また、議員の皆様方におかれましてはお疲れさまでした。

これをもちまして、研修報告会を終了します。

終